

# 地域福祉推進市町村現状確認調査 （「本事業の3原則」に係る事業概要）

飯塚市

## ※原則1：基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

### □在宅要援護者世帯抽出調査

#### I. 調査の設計と実施

見守りや買物支援といった基盤支援が必要な一人暮らし世帯等を抽出する「対象者調査」を実施。調査の概要は、次のとおり。調査報告書（同ダイジェスト版）を作成している。

##### 1. 調査の対象

2010年1月8日現在の調査対象者総数2,924人。（内訳：一人暮らし高齢者世帯938、高齢者夫婦のみ世帯860、高齢者同居世帯907、身体障害者手帳所持者世帯170、要介護認定者世帯45、身体障害者手帳所持・要介護認定重複世帯4）

##### 2. 調査の期間：平成22年1月18日～3月18日

##### 3. 調査の主体・役割分担

（1）二瀬地区民生委員児童委員協議会：調査対象者のリストアップ、調査員

（2）飯塚市：災害時要援護者実態調査対象者情報の提供

（3）飯塚市社会福祉協議会：在宅要援護者世帯調査台帳の作成、調査票の作成・集約、調査結果の入力・分析・報告等

##### 4. 調査の項目

この調査の項目は、おおむね次の3つの内容からなる。

（1）一人暮らし高齢者といった生活上の困難を抱える可能性が高い世帯の地域での暮らしぶりを把握するための項目（17項目）

（2）在宅での援護が必要な世帯が抱える問題とその原因を把握するための項目（19項目）

（3）災害時要援護者個別台帳兼同意書

##### 5. 情報の共有

本人の同意にもとづき、調査回答者の居住地区を担当する民生委員・福祉委員・自治会長・自主防災組織と、飯塚市社会福祉協議会、飯塚市が情報を共有。

#### II. 調査結果の活用

調査結果により、1,010人（877世帯）を民生委員別要援護者台帳として整備している。その後、「問題地図」を作成、他の調査結果とあわせて「住民の支えあいマップ」として整理予定。

#### III. 在宅要援護者情報の管理・更新

1. 飯塚市と飯塚市社協の安心生活創造事業専用パソコンで全情報を共有・管理。

2. 民生委員・福祉委員・自治会長・自主防災組織が共有する地区割り情報は、民生委員の担当地区を基本に、システムを設計して共有・管理。

3. 拒否ケース、生活保護受給世帯、認知症高齢者等の困難ケースについては、民生委員の抽出により別途台帳化し、福祉事務所・地域包括支援センター等飯塚市職員、在宅介護支援センター相談員、飯塚市社協職員等により対応。

4. 民生委員別要援護者台帳は、各民生委員が随時修正し、1年に1回飯塚市が提供する災害時要援護者情報と突合し、二瀬地区民生委員児童委員協議会が更新作業を行うことを想定。

5. 在宅要援護者世帯調査台帳（2010年1月8日現在）に未掲載の療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者情報の取扱いについては、今後、飯塚市の関連所管課で対応を協議して実施。

6. 市の情報（高齢者支援課、社会・障がい者福祉課、介護保険課）、市相談機関の情報（在宅介護支援センター、障害者生活支援センター）、市社協の情報（権利擁護センター、ボランティアセンター、地域福祉係、介護保険事業所、障害者自立支援事業所）、民生委員の情報、福祉委員の情報、自治会・隣組の情報、老人クラブ・高齢者相互支援事業の情報等、既存情報の統合化・共有システムの構築が、今後の大きな取組み課題。

## 地域福祉推進市町村現状確認調査 （「本事業の3原則」に係る事業概要）

飯塚市

### ※原則2：基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる

#### I. 地域福祉推進ネットワークの強化に係る取組み

##### 1. 二瀬地区の取組み体制

二瀬地区社会福祉協議会を組織的基盤とし、二瀬地区福祉ネットワーク委員会が実動体制を担う。地区社協、地区ネットワーク委員会ともに、自治会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、身障協会、青少協、子指連といった各種地域団体により構成されるが、地区社協は代表者組織で合意形成を機能としており、月1回開催のネットワーク委員会は全民生委員（30人）、主任児童委員、在介、市社協、公民館などを構成員とする実務者組織で実働機能となっている。

##### 2. 地区調書（コミュニティカルテ）作成調査

地域の現況と課題を情報化し共有するための「社会資源等調査」。地区の抱える課題とそれに対する取組み、行政施策、住民の組織・活動等に関する情報等を収集し作成予定。

##### 3. 住民の地域生活（暮らしぶり）に関するアンケート調査

基盤支援を必要とする一人暮らし世帯等を共助によりサポートしていく方策を立案するための「支援者調査」を郵送調査（配布・回収）として実施。調査の概要は、次のとおり。

###### （1）調査の対象

50歳～69歳のエリア内居住者1,982人。（住民基本台帳からの無作為抽出による）

###### （2）調査の期間：平成22年4月28日～5月31日

###### （3）調査の項目

①ふだんの生活や生きがいを把握するための項目（7項目）、②地域での生活状況を把握するための項目（7項目）、③地域活動への参加状況を把握するための項目（4項目）、④地域の問題点・福祉力を把握するための項目（4項目）、⑤自由記入欄（人生設計、地域活動等）からなる。

###### （4）調査の結果：有効回収数815人。調査報告書（同ダイジェスト版）を作成している。

###### （5）調査結果の活用

①パーソナルネットワークとコミュニティネットワークを再考・再編。

②自治会単位の住宅地図をベースに、民生委員担当エリア・福祉委員担当エリア・隣組長担当エリアの「面」を明確にし、在宅要援護者と支援者の「点」と、両者を結ぶ「線」を可視化する成果物を製作予定。

##### 4. 社会資源名簿・マップの作成（関係者向け・住民向け）

事業の総括に係る成果物の一つとして、社会資源名簿・マップを作成予定。

##### 5. 支援協力者の拡大

（1）二瀬地区社協・二瀬地区福祉ネットワーク委員会の構成団体の会員を主たる対象とし、実践事例の紹介を含めた安心生活創造事業の趣旨や内容を周知広報するためのセミナーを開催。

（2）小地域福祉活動の組織的基盤と位置づけている自治会に対し、在宅要援護者世帯抽出調査等の調査活動の説明と協力要請を行うことにより、安心生活創造事業がゾーンをあげての取組みであることを意識づけ。必要に応じて自治会単位の隣組長会にも同様のアプローチを実施している。

（3）ゾーン内住民に対して、広報誌の全戸配布予定。自治会別福祉のまちづくり懇談会の開催等により、安心生活創造事業への理解者・共感者・協力者を拡大予定。

#### II. 職員の配置と訪問員の養成・配置

1. 二瀬地区を担当するコミュニティワーカーと安心生活事業の事務を専従で行う臨時職員を配置。

2. 具体的な支援サービスの内容とサービスを提供する人数の目安を定め、その後、サービス対象者と提供者のマッチングを実施。サービス対象世帯を訪問するスタッフとしては、市社協の登録ヘルパー、ホームヘルパー2級課程研修・傾聴ボランティア養成講座の修了者等を想定。共助による既存サービスとしては、福祉委員（104人）による見守り、いきいきサロン、福祉弁当、民生委員による電話訪問等がある。

3. モデル指定期間終了後の有償サービス提供を担う新たな主体（地域協働体）創設の検討。

## 地域福祉推進市町村現状確認調査 （「本事業の3原則」に係る事業概要）

**飯塚市**

### ※原則3：それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

#### 1. 自主財源確保プラン

飯塚市と飯塚市社協で地域福祉応援ファンド検討会設立の検討を行う。財源の考え方は、次のとおり。

##### （1）賛助会費の導入

自主財源確保策の核。市内地区社協と市社協支所の一部でも導入されており、二瀬地区社協の活動に対する賛助会費として二瀬地区社協が直接収納。会費額の目安は1口1,000円等を想定。

##### （2）共同募金の活用

福岡県共同募金会との協議は整っていないが、募金実績が下がっている中で特定の支会に限定された新たな事業を取扱うのは難しいというのが県共募の基本的なスタンスであり、事情は同様であるが共同募金活用は飯塚市支会との協議となる公算が大。

共同募金の活用に係る二瀬地区社協との協議では、設置者への販売手数料に加えて一定額の募金を県共募が受領し支会に配分される形となる赤い羽根自販機の設置を検討中。

##### （3）ワンコイン募金、地域の福祉応援グッズによる募金、遺贈の受付

第4のポケットのイメージに示されている事項の実現可能性を一つ一つ具体的に検討。遺贈については、市社協では独自に権利擁護センターを設立し現在62人の判断能力が不十分な方（福祉サービス利用援助事業58人、成年後見業務4人）を対象に地域密着型の支援（地区を担当するコミュニティワーカーが推進員として生活支援員を統括し、民生委員、福祉委員、自治会長との関係性を重視）を行っており、実現の可能性はある。法人としての遺贈のシステムについては未着手。

##### （4）イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンの活用

品物の寄贈ではあるが、毎月11日のイオン・デーに行われる黄色いレシートキャンペーンの活用について、飯塚市が穂波ジャスコ店との協議を進める。

##### （5）その他

①判断能力が不十分で孤立無縁な単身者が必要とする社会的支援（「無縁ビジネス」とも称されるサービス）の内、福祉施設への入所や医療施設への入院に伴う保証人等の業務を、遺贈による財源と関連づけて検討することが求められている。

②自主財源の確保策には、モデル指定期間終了後も継続して行う事業内容と規模に基づいた必要財源額の見通しが必要となるが、事業の理解者・共感者・協力者を拡大することが前提となるため、広報活動の強化策が必須。

#### 2. 地域福祉応援ファンド検討会

青年会議所、商工会議所、中小企業家同友会、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、商店会、労働組合（自治労）、生活協同組合（エフコープ、グリーンコープ）、NPO（ナルク筑豊）、共同募金会支会等からなる検討会を設置予定。